

令和 7 年度

駒岡清掃工場ごみピット排水槽清掃業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名

駒岡清掃工場ごみピット排水槽清掃業務

2 業務内容

本委託業務は、清掃工場の稼働終了に伴い、ごみピット排水槽の清掃を行うもの。

3 履行期限

契約日から令和7年11月14日まで

4 履行場所

札幌市南区真駒内 602 番地

札幌市駒岡清掃工場

5 業務範囲

(1) 対象箇所

ごみピット排水槽（地下2階躯体槽）

残留水量 約 55 m³

(2) 業務内容

ア 地下二階のごみピット排水槽に残留するごみ汚水（沈殿物含む）を強力汚泥吸引車（11t 相当）にて全量抜き取ること。ホース挿入位置は、ごみピット排水槽上部のマンホール部からとする。なお、抜き取り後の槽内の洗浄作業は不要とする。

イ 積載した汚水は駒岡清掃工場（南区真駒内 129 番地 3）へ搬入し、焼却棟 2 階投入ステージの投入扉よりごみピットに排出すること。

ウ 1 日あたりの搬入量目安は 10～15 m³程度とする。3 日間以上連続で搬入しないよう、適宜休工日を設け連日の搬入は控えること。週あたりの搬入量は 20 m³程度とし、約 3 週間で全量を処理する計画とするが、詳細は施設管理担当者と協議すること。

(3) その他

ア 作業実施に当たっては、酸素欠乏症等防止規則に定める酸素欠乏危険作業主任者を選任し、同規則に定める事項を行わせること。

イ 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類は全て受託者で用意すること。

ウ 当工場より電気、水等の供給は可能とする。

エ 業務の実施時期は委託者と協議し決定すること。

II 一般事項

1 提出図書

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1 部

イ 業務責任者指定通知書 1 部

ウ 業務日程表 1 部

(2) 作業開始前に提出するもの

ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証等の写し 1 部

(3) 業務完了時に提出するもの

- | | |
|--------------------------|-----|
| ア 業務報告書 | 1 部 |
| イ 業務記録写真 | 1 部 |
| 作業前、作業中及び作業後を撮影して提出すること。 | |
| ウ 業務完了届 | 1 部 |

2 適用法令等

労働基準法・労働安全衛生法・道路交通法等の諸法令及び関連文書に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

(1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

(3) 火気の使用について

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取り扱いに際しては十分注意すること。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い全ての作業における安全を確保し、作業環境を良好な状態に保つこと。

5 喫煙の禁止

工場の敷地内（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。

6 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、事前に施設管理担当者と調整すること。

Ⅲ 特記事項

1 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

2 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。

(2) 疑義の発生についても前号と同様とする。